

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
10月6日
(金曜日)

目次

- 告示
自然公園法第九条第二項の規定による公園事業の決定(自然保護課)……………一
保安林指定実施要件の変更(美祢市)(森林整備課)……………二
- 公告
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)……………二
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………三
地域森林計画の縦覧(森林企画課)……………三
一般競争入札の実施(技術管理課)……………三
- 公安委告示
警備業法の一部を改正する法律附則第五条の規定による検定合格者審査の実施……………五



山口県告示第三百四十七号

自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第九条第二項の規定により、北長門海岸国定公園に関する公園事業の一部を決定した。

その概要は、次のとおりである。

事業の位置を表示した図面は、山口県環境生活部自然保護課、山口県長門農林事務所及び長門市経済観光部観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第三百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定実施要件を次のように変更する。

平成二十九年十月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
保安林の指定に関する告示(平成十四年山口県告示第十三号)及び保安林の指定に関する告示(平成十四年山口県告示第六十九号)に定めるところによる。
- 二 変更に係る指定実施要件
 - (一) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

美祢市東厚保町山中字浴四三四、四三四の一、四三四の四、四三五、四三八、四三九の一、四四〇、四四一、四四三の一、四四三の二、四四四、四四七、四五三、四五四の一、四五四の二、四五六から四五八まで、四六二の一、四六二の二、四六六、四六九、四七三、四七四、於福町上字西ヶ河内七二三から七二五まで、七二八の一、七二八の二、七二八の四から七二八の六まで、七二八の八、七二九から七三三まで、七五八の二、一七三四、一七三五、三二八二、三二八三、三二八八、三二八九、三二九一、三二九二、字大焼三七三五の二、三七三六から三七三九まで、美東町大田字乳母ヶ迫九五六の六、九五六の五七、字山神ノ尾九五六の七、字茸ヶ浴九五六の八、字樺

公園名	事業名	位 置	規 模
北長門海岸 国定公園	龍宮の潮吹 園地事業	長門市油谷津黄(龍宮の潮吹)	案内所 四〇平方メートル 駐車場 七、六三八平方メートル 公衆便所 三五平方メートル

ケ浴九五六の一〇、九五六の一、九五六の五三、九五六の五八、字先桜九五六の一
 二、美東町綾木字竜岩二二二〇、二二二一、二二二二第一、二二二二の二、二二二四
 から二二二七まで、二二二八の一、二二二八の二、二二二九から二二三五まで、二二
 三七、二二三八、二二四三、字上竜岩二二四三の一、二二四三の四、二二四三の五、
 字阿向ケ原二二五〇の三、二二五〇の二四、二二五〇の二五、字休場山二二五〇の
 六、二二五〇の二二、二二五〇の二三、字下切山二二二八の四、二二二八の六から二
 二二八の一まで

二 保安林として指定された目的
 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準
 伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢
 市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美祢市秋芳町青景字白別当二七八の三、二七九、字清水ケ奥三三七の八、字清水口
 八六三の一、八六四の二、八六六、八六七の二、八六八、八六九、秋芳町嘉万字岸皮
 一〇五二の一、一〇五二の五から一〇五二の七まで、一〇五二の一七、一〇五二の一
 九、一〇五二の二〇、一〇五二の七三、二二〇七から二二〇九まで、二二一一、二二
 一三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準
 伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢
 市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)



(二七二) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次の
 とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十九年十月六日か
 ら平成三十年二月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振
 興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年十月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン岩国

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 辻 正道

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 変更前 変更後

駐車場の収容台数	五七三台	変更前	変更後
駐車場の自動車の出入口の数	二箇所	変更前	変更後
		一箇所	

四 届出年月日

平成二十九年九月二十二日

五 変更年月日

平成三十年五月二十三日

(二七二) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成二十九年五月二十三日山口県公告(一五八)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年十月六日から同年十一月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年十月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドン・キホーテ宇部店

所在地 宇部市大字妻崎開作八四一の三

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項及び街並みづくり等について配慮を求める。

(二七三) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成二十九年五月二十六日山口県公告(一六五)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年十月六日から同年十一月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年十月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)トヨタコーラ下松望町店

所在地 下松市望町四丁目一四〇の五

二 意見の概要

交通に係る事項及び騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(二七四) 地域森林計画の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五條第一項の規定により、萩森林計画区に係る民有林について、平成三十年四月一日から平成四十年三月三十一日までの期間における地域森林計画をたてたいので、同法第六條第一項の規定により、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年十月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県萩農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十九年十月六日から同年十一月六日まで

(二七五) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十九年十月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

土木設計積算用パソコン 百五十五台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成三十年二月一日から平成三十五年一月三十一日までの間

(四) 使用場所

山口県土木建築部技術管理課及び関係出先機関

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

- (二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第二三十七号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十九年山口県告示第三十四号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 平成二十九年十月六日から同年十一月二十一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県土木建築部技術管理課
入札説明書及び仕様書の交付
- 四 山口県土木建築部技術管理課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
 - (一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 提出場所
山口県土木建築部技術管理課
 - (三) 受領期限
平成二十九年十一月二十日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十九年十一月二十一日午前十時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
 - (一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県土木建築部入札室
 - (二) 日時

- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(一) 入札参加資格のない者がした入札
(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号) 第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) 契約保証金
免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十九年十一月九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三九六〇)に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県土木建築部技術管理課(電話〇八三一九三三―二六三六)に問い合わせること。
- 十一 Summary
 - (1) Division in charge of contract: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government
 - (2) Nature and quantity of the products to be leased: 155 personal computers for Cost Estimation System for public works
 - (3) Term of use: From February 1, 2018 to January 31, 2023
 - (4) Place of use: Technical Management Division, Public Works and Construction Department and related local agencies concerned

- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government (TEL 083-933-3636)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. November 20, 2017 (If brought in person: 10:00 A.M. November 21, 2017)



山口県公安委員会告示第四十六号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条の規定により、検定合格者審査を次のとおり実施する。

平成二十九年十月六日

山口県公安委員会

- 一 審査を行う警備業務の種類及び級並びに審査の定員
 - (一) 種別及び級
 - 空港保安警備業務（一級）、空港保安警備業務（二級）、施設警備業務（一級）、施設警備業務（二級）、交通誘導警備業務（一級）、交通誘導警備業務（二級）、核燃料物質等危険物運搬警備業務（一級）、核燃料物質等危険物運搬警備業務（二級）、貴重品運搬警備業務（一級）及び貴重品運搬警備業務（二級）
 - (二) 定員 五十人
- 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 平成二十九年十一月八日（水曜日）の午前九時から正午まで
 - (二) 場所 山口市滝町一番一号 山口県警察本部
- 三 審査の対象者
 - 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。）附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した者（次のいずれかに該当する者を除く。）
 - (一) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上である警備員
 - (二) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る旧規則第十二条第一項に規定す

る指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上である者（一）に掲げる者を除く。）

四 審査の方法

学科試験及び実技試験により行うものとする。

五 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十九年十月十六日（月曜日）から同月二十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

六 審査申請書の提出先

(一) 山口県公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者

山口県内の最寄りの警察署

(二) 山口県公安委員会以外の公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者

山口県内の住所を管轄する警察署又はその者が警備員である場合におけるその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

七 提出書類

(一) 審査申請書（規則附則別記様式によること。）

(二) 添付書類

1 六の(二)に該当する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面又は山口県内の営業所に属することを疎明する書面

2 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）

3 旧規則第八条の合格証の写し

八 審査手数料

四千七百円に相当する山口県収入証紙を審査申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 その他

(一) 審査申請書は、審査申請書を提出することとなる警察署に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。

平成二十九年十月六日印刷

発行人所

山口県知事